

Web 相談の予約について

大学教育・入試課では、教育課程等に係る特例制度についてオンラインによる相談（Web 相談。1 回につき最大 50 分）を受け付けます。予約は、以下の点に従ってください。

(1) 相談可能日時

相談可能日時は月曜日から金曜日の 10 時から 12 時、13 時から 18 時までであり、これらの日時においても、業務の都合上、御相談がお受けできない場合があります。なお、Web 相談を希望される場合には、事前の御予約をお願いします（予約無き場合、御相談はお受けできません）。

※業務の都合上、相談可能日は変更される場合があります。

(2) 予約方法

Web 相談希望日時の 1 週間前の週における月曜日 18 時までに以下の Web 相談予約フォームより御予約ください。電話での予約は受け付けませんので御注意ください。なお、重複予約や予約後のキャンセルを防止するため、御予約いただいた相談日を過ぎるまでは同一案件に関する相談予約を受け付けないこととしますので、あらかじめ御了承ください。

【Web 相談予約フォーム】

<https://forms.office.com/r/dApxvcFYXS>

(3) 予約の可否の連絡

予約の可否は上記フォームに回答いただいたメールアドレスに対して、御連絡します。その際、予約日時が御希望に添えないなどの可能性があることも御了承ください。また、質問の内容によっては、Web 相談ではなくメールや電話での回答とさせていただく場合もあります。なお、設定された日時での対応が難しい場合は、速やかにその旨御返信ください。

(4) 相談当日の流れ

御予約いただいた時間になりましたら、あらかじめ大学教育・入試課より送付したメール記載の URL をクリックいただき、メールアドレス・パスワードを御入力ください。

※当日の業務の状況によっては、御予約の時間になってもしばらくお待ちいただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

(5) 留意事項

- 本 Web 相談でお答えできる内容は、教育課程等に係る特例制度やそれに関する手続方法についてのみとなります。それ以外のお問合せについては、各担当課に直接お問い合わせいただくとともに、教員免許取得に係る課程認定に関する内容を含む申請については、別途、担当課（総合教育政策局教育人材政策課）にも御連絡ください。

・ 大学等の設置認可及び届出の手続に関すること

・・・ 高等教育局大学教育・入試課大学設置室

- ・学校法人の設立や寄附行為の認可及び変更等に関すること
 - ・・・高等教育局私学部私学行政課
- ・看護師、理学療法士、作業療法士等の養成に係る指定規則に関すること
 - ・・・高等教育局医学教育課
- ・管理栄養士の養成に係る指定規則に関すること
 - ・・・高等教育局専門教育課
- ・教員免許取得に係る課程認定に関すること
 - ・・・総合教育政策局教育人材政策課
- ・公認心理師に関すること
 - ・・・厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部
精神・障害保健課 公認心理師制度推進室

○ 教育課程等に係る特例制度に関することであっても、以下の事項については専門的見地に基づく判断が必要となることから、お問い合わせいただいても事務的にはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。これらの事項については、教員等の専門的知見を有する方を交えて学内で十分検討を行った上で手続を行ってください。

- ・教育課程の内容に関すること
 - (「このような教育課程とする計画だが、教育の体系性の観点から問題ないか」、「科目の過不足については問題ないか」といったお問合せにはお答えできません。)
- ・申請計画書に関する認定基準への適合・不適合について
 - (「このような申請目的と先導的な教育の実施内容との間が整合的と認められるか」「このような先導的な教育内容と規制緩和の内容とが整合的と認められるか」「この取組内容で実現可能性があると認められるか」といった、「審査の観点」への当てはめに関する直接的なお問合せにはお答えできません。)

○ 申請書等の作成方法に関しては、具体的にどの箇所を確認したいのかを明確にしてお問い合わせください。「全般的に問題はないか」、「記載に不備はないか」といった、具体的な箇所を示さず全体的な添削を求めるようなお問合せは御遠慮ください。特に、記載の不備については、大学教育・入試課によるチェックを前提とするのではなく、学校法人や大学等の責任ある体制の下で十分にチェックをしていただくようお願いします。